

北九州市でグリーン成長に資する設備投資をお考えの企業の皆様へ

～グリーンアジア国際戦略総合特区～

特区の活用により法人税を軽減できます！

機械・装置、研究開発用の器具・備品	建物及び附属設備、構築物
税額控除 10% 又は特別償却 34%	税額控除 5% 又は特別償却 17%
※税額控除の控除金額については、当期の法人税額の20%を限度とします。	
取得期限 令和4年3月31日 （国の制度改正により期限が延長される可能性があります。）	

総合特区税制の対象となる事業・設備の要件（概要）

※ 法人税の軽減措置を活用するには、工事着工前に法人指定を受ける必要があります。

対象事業	<p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資する以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none">① 電気自動車や燃料電池自動車等、排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車（環境配慮型自動車）の製造又は研究開発に関する事業② 環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充填するための施設又は設備の研究開発又は製造に関する事業③ 太陽光、風力、水力、バイオマスその他化石燃料以外の再生可能エネルギー源で持続的な利用が認められるものの研究開発又は供給に関する事業④ 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業⑤ 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業⑥ LED・有機ELの電球・照明器具、ヒートポンプその他エネルギー使用の合理化に資する先進技術を用いた機材・設備の研究開発又は製造に関する事業⑦ 希少金属の回収又はこれらの代替物質の製造若しくは研究開発に関する事業 <p>※ 詳細は、総合特別区域法第2条第2項第2号イ、施行令第1条第1号及び施行規則第1条第1項をご参照ください。</p>
	対象設備

～下記の、国・福岡県・北九州市の支援メニューも併用できます！～

<p>・融資に係る利子の0.7%分を5年間補填《国》 金融機関からの借入に対して、国が予算の範囲内で利子補給金を支給</p>
<p>・不動産取得税を課税免除《福岡県》 税制上の支援措置を受ける指定法人に対し、不動産取得税を課税免除</p>
<p>・福岡県企業立地促進交付金を5%上乘せ（2%→7%）《福岡県》 税制上の支援措置を受ける指定法人が、業務施設等を取得する場合、通常の交付金に5%を加算して交付</p>
<p>・固定資産税の課税免除《北九州市》 税制上の支援措置を受ける指定法人又は利子補給金を活用した融資を受ける者に対し、3年間、固定資産税を課税免除（建物・構築物とその敷地。機械設備については研究開発用に限る。）</p>

(参考)「税額控除」と「特別償却」の計算例

◇ 法人税の計算方法

- ・「売上」－「経費」＝「所得」 ・「所得」×「税率」＝「調整前法人税額」
- ・「調整前法人税額」－「税額控除」＝「実際に支払う税金」

◇ 前提条件

- ・ 毎年の減価償却前の所得 5,000 万円 ・ 法人税率 23%
- ・ 設備投資は、研究開発用の器具・備品 3,000 万円（特区税制対象分）のみ（耐用年数 3 年 定額法）

1 税額控除を選択した場合

税額控除限度額は、設備取得価格の 10%相当額です。ただし、その税額控除限度額がその事業年度の調整前法人税額の 20%相当額を超える場合、控除金額はその 20%相当額が限度となります。

(計算例)

(単位：万円)

	1 年目	2 年目	3 年目	合計	備考
① 減価償却費控除前所得	5,000	5,000	5,000	15,000	
② 減価償却費	1,000	1,000	1,000	3,000	3,000÷3年
③ 所得	4,000	4,000	4,000	12,000	① - ②
④ 調整前法人税額	920	920	920	2,760	③×23%
⑤ 税額控除	184	0	0	184	「取得価格の 10%」と「④の 20%」を比較 3,000×10% = 300 > 920×20% = 184
⑥ 実際に支払う税金	736	920	920	2,576	④ - ⑤

2 特別償却を選択した場合

普通償却と併せて設備取得価格の 34%相当額を特別償却でき、初年度の税負担が軽減できます。

(計算例)

(単位：万円)

	1 年目	2 年目	3 年目	合計	備考
① 減価償却費控除前所得	5,000	5,000	5,000	15,000	
② 減価償却費	2,020	980	0	3,000	1年目=3,000÷3年+3,000×34%
③ 所得	2,980	4,020	5,000	12,000	① - ②
④ 調整前法人税額	685	925	1,150	2,760	③×23%
⑤ 税額控除	0	0	0	0	
⑥ 実際に支払う税金	685	925	1,150	2,760	④ - ⑤

※「税額控除」と「特別償却」のどちらを選択するかは、会社の状況や要件等を元に検討してください

お問い合わせ先 北九州市 企画調整局 地方創生推進室

Tel: 093-582-2904 E-mail: kikaku-chihousei@city.kitakyushu.lg.jp